

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年2月3日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿部 一 連絡場所 東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03 - 5469 - 3587
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	フコク株25大河 フコク株50大河 フコク株75大河
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	フコク株25大河 5,000億円を上限とします。 フコク株50大河 5,000億円を上限とします。 フコク株75大河 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年10月15日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、関係事項を以下の通り訂正するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。

___の部分は訂正部分を示します。

平成23年4月1日より、当ファンドが主要投資対象とする明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行う予定です。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行う予定です。

第一部【証券情報】

(12) その他

< 訂正前 >

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

< 訂正後 >

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託約款の変更について

明治安田アメリカ株式マザーファンドについて、平成23年4月1日より、自社による運用を行う予定です。

平成23年4月1日より、当ファンドが主要投資対象とする明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても異議申立の手続を行う予定です。

平成23年2月4日から平成23年3月7日までに、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成23年2月4日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託約款の変更を平成23年4月1日より適用いたします。

また、このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても同様の手続を行っております。

そのためマザーファンドの重大な信託約款の変更につきましては、各ベビーファンドにおける反対のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が2分の1を超えた場合には、信託約款の変更が中止されます。

この場合、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ電子公告開始日現在における知られたる受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託約款の変更の決定（平成23年3月8日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。（以下同じ。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(略)

平成22年10月1日

- ・投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド」に変更

< 訂正後 >

(略)

平成22年10月1日

- ・投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド」に変更

平成23年4月1日

- ・明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント(アメリカズ)インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除(予定)(以下同じ)

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(略)

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要

(略)

4. 投資顧問会社：

富国生命投資顧問株式会社

(「富国生命投資顧問」ということがあります。)

「フコク日本株式マザーファンド」、「フコク日本債券マザーファンド」の運用の指図を行います。

UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカズ)インク

(「UBSアメリカズ」ということがあります。)

「明治安田アメリカ株式マザーファンド」の運用の指図を行います。

(略)

1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

(略)

マザーファンドの運用手法

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
（略）		
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	UBS グローバル・アセット・ マネジメント（アメリカズ）インク	UBSアメリカズが開発したシステムを用いてクオンツ運用を行います。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理から売買執行やポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。
（略）		

< 訂正後 >

（略）

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要

（略）

4. 投資顧問会社：

富国生命投資顧問株式会社

（「富国生命投資顧問」ということがあります。）

「フコク日本株式マザーファンド」、「フコク日本債券マザーファンド」の運用の指図を行います。

UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク

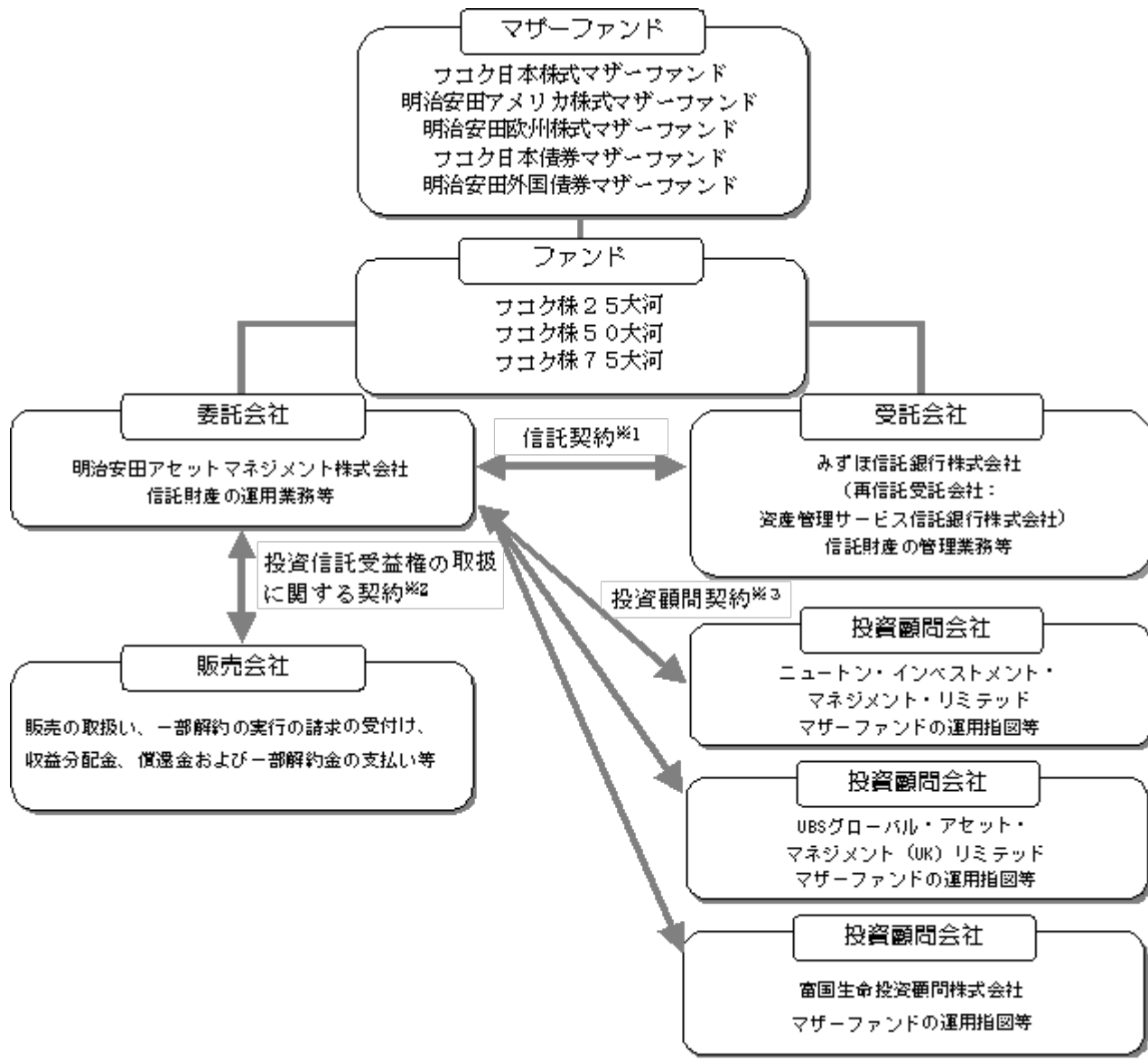
（「UBSアメリカズ」ということがあります。）

「明治安田アメリカ株式マザーファンド」の運用の指図を行います。

明治安田アメリカ株式マザーファンドについて、平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。詳しくは「第一部 証券情報（12）その他」をご覧ください。（以下同じ。）

（略）

以下に記載の内容は、平成23年4月1日に予定している信託約款変更の適用後の内容を示しております。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

（略）

(略)

マザーファンドの運用手法

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
(略)		
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	UBS グローバル・アセット・ マネジメント（アメリカズ）インク	UBSアメリカズが開発したシステムを用いてクオンツ運用を行います。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理から売買執行やポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。 <u>平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。</u>
(略)		

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

マザーファンドの投資方針

(略)

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

(略)

2. 運用方法

(略)

. 投資態度

(略)

運用指図に関する権限は、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクに委託します。

UBSアメリカズが独自に開発したS&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。

(略)

<訂正後>

マザーファンドの投資方針

(略)

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

(略)

2. 運用方法

(略)

. 投資態度

(略)

運用指図に関する権限は、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクに委託します。

UBSアメリカズが独自に開発したS&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。

平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。

(略)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

< 訂正前 >

(略)

投資顧問報酬

(略)

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
(略)		
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	UBSグローバル・ アセット・マネジメント (アメリカズ) インク	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年0.20%を乗じて得た額

(略)

(略)

< 訂正後 >

(略)

投資顧問報酬

(略)

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
(略)		
明治安田 アメリカ株式 マザーファンド	UBSグローバル・ アセット・マネジメント (アメリカズ) インク	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年0.20%を乗じて得た額 平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。これに伴い、UBSアメリカズへの投資顧問報酬がなくなる予定です。

(略)

(略)

5【運用状況】

<訂正前>

平成22年10月1日付で「安田欧州株マザーファンド」は「明治安田欧州株式マザーファンド」に、「安田アメリカ株マザーファンド」は「明治安田アメリカ株式マザーファンド」に、「安田外国債券マザーファンド」は「明治安田外国債券マザーファンド」にファンド名を変更します。

ファンド名は平成22年7月30日現在の名称で記載しております。

(略)

<訂正後>

平成22年10月1日付で「安田欧州株マザーファンド」は「明治安田欧州株式マザーファンド」に、「安田アメリカ株マザーファンド」は「明治安田アメリカ株式マザーファンド」に、「安田外国債券マザーファンド」は「明治安田外国債券マザーファンド」にファンド名を変更しました。(以下同じ)

ファンド名は平成22年7月30日現在の名称で記載しております。

(略)

第三部【委託会社等の情報】**第2【その他の関係法人の概況】**

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(略)

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

名称	UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）・インク
----	---------------------------------

(略)

事業の内容	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。
-------	---

(略)

2【関係業務の概要】

(略)

(3) 投資顧問会社

委託会社に対し、当ファンドのマザーファンドである「フコク日本株式マザーファンド」「明治安田欧州株式マザーファンド」「明治安田アメリカ株式マザーファンド」「フコク日本債券マザーファンド」「明治安田外国債券マザーファンド」の運用に関する委任を受け、投資顧問業務を行います。

<訂正後>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(略)

(3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

名称	UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）・インク
----	---------------------------------

(略)

事業の内容	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。
-------	---

(略)

平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。

(略)

2 関係業務の概要

（略）

(3) 投資顧問会社一

委託会社に対し、当ファンドのマザーファンドである「フコク日本株式マザーファンド」「明治安田欧州株式マザーファンド」「明治安田アメリカ株式マザーファンド」—「フコク日本債券マザーファンド」「明治安田外国債券マザーファンド」の運用に関する委任を受け、投資顧問業務を行います。

平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。

（略）